

全国から80人の弁護士がボランティアで支援

みんなで原告になりましょう

目指せ、原告1万人!
なりわい訴訟

「生業を返せ、地域を返せ」
福島原発訴訟のお誘い

《東電と国の責任を問う》

3月11日に800名で
福島地裁に第1次提訴!
9月10日に1159名で
第2次提訴!

どんな裁判?原告 福島と隣接県の放射能汚染に曝された住民(避難した人含め)、被告 原発事故に責任を負う東電と国、権利 「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」を侵害されたことに基づき、請求 (1) 事故による放射能汚染のない環境にもどせ (2) それまで毎月5万円の慰謝料を支払えと請求する裁判、目的 福島原発事故についての国と東電の責任を明らかにして、そのことを通じて、(1) 原状の復(もとの地域に戻せ!)、(2) 原発の廃炉、(3) 住民の健康対策の充実などを要求します。

※原告希望の方は、年会費 6000 円と印鑑が
必要です。※第3次提訴は、14年2月10日

説明会

月 日 ()

時間

ところ:

「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟原告団会津支部
連絡先 会津若松民主商工会内 Tel 0242-28-3337

原発事故営業損害賠償<時効10年に>

<県内民商会員賠償合意額実績
約80億円(2013年10月現在)>

全商連など
要求実る!

民商では、完全賠償と原発ゼロを結んで、運動を進め、なによりも、甚大な被害を受けた中小業者の困難打開・営業再建・被災者救済のために奮闘してきました。民商・福商連を窓口にした営業損害賠償運動では、2013年10月現在、約80億円の合意額になっています。また、「なりわい集団訴訟」(左記)では、現在、2000人を超えた方が原告となり、一万人を目指して、各地で取り組まれています。

「賠償金に税金をかけるな」の
運動にも取り組んでいます。



2012年の東電本社と政府交渉

民商では、ADR 申立てや、東電本社・経産省との直接交渉を繰り返し行うなど、弁護士や税理士の協力も得て、賠償請求・中小業者の要求を実現させてきました。泣き寝入りせず、お気軽に相談下さい。

相談は「請求窓口」の民商へ!

会津若松民主商工会
会長 田勢元喜
会津若松市門田町飯寺村東 83
Tel28-3337 fax28-3588